

第23条 給付の特例的支給	26
第24条 失業手当受給終了後の期限付加算手当	27
第25条 年金保険による医療リハビリテーション給付および 労災保険による傷病手当請求権に基づく給付	27
第26条 保険加入義務免除の場合の保険料補助	28
第27条 政令への授權	28
第2款 社会手当	28
第28条 社会手当	28
第3款 嘉勵および制裁	29
第29条 入職手当	29
第30条 稼得活動をおこなった場合の収入認定除外	29
第31条 失業手当IIの減額、廃止	29
第32条 社会手当の減額、廃止	30
第4款 第三者の義務	31
第33条 請求権の移転	31
第34条 返還請求権	31
第35条 相続人の責任	32
 第4章 給付に関する共通規定	33
第1節 管轄および手続	33
第36条 地域管轄	33
第36a条 女性保護施設入所時の費用償還	33
33第37条 申請の必要性	33
第38条 需要共同体の代理権	33
第39条 即時執行性	33
第40条 手続規定の適用	33
第41条 給付の算定	34
第42条 金銭給付の支払	34
第43条 相殺	34
第44条 請求権の変更	34
第2節 統一的判断	34
第44a条 稼得可能性および要扶助性の認定	34
第44b条 協同組織	34
第45条 共同調整機関	35
 第5章 財源および監督	36
第46条 連邦からの財政措置	36
第47条 監督	37
第48条 目標に関する協定	37
第49条 内部監査	37

第6章 データ送達およびデータ保護	38
第50条 データ送達	38
第51条 非公的機関による社会データの収集、処理および利用	38
第51a条 顧客番号	38
第51b条 求職者基礎保障主体によるデータの収集および処理	38
第51c条 政令への授権	39
第52条 自動データ比較	39
第7章 統計および分析	40
第53条 統計	40
第54条 統合決算書	40
第55条 効果の分析	41
第8章 協力義務	41
第56条 労働不能に関する報告義務、証明義務	41
第57条 使用者の情報提供義務	41
第58条 収入証明	41
第59条 届出義務	42
第60条 第三者情報提供義務、協力義務	42
第61条 労働統合給付に関する情報提供義務	42
第62条 損害賠償	43
第9章 過料規定	43
第63条 過料規定	43
第10章 給付濫用への対抗	44
第64条 管轄	44
第11章 経過規定、最終規定	44
第65条 経過規定総則	44
第65a条 生計保障給付への経過措置	44
第65b条 労働統合給付への経過措置	45
第65c条 能力減少に関する経過措置	45
第65d条 データの送達	46
第65e条 協定および行政行為の効力延長措置；要請措置の継続	46
第66条 政令への授権	46
第67条 控除額の改定に関わる規定	46
付則（第46条第9項）　検証および調整の基準	46

第1章 支援および要請

第1条 求職者基礎保障の任務および目的

(1) 求職者基礎保障は、稼得可能な要扶助者および当該要扶助者と同一の需要共同体で生活する者の自己責任を強化すること、およびこれらの者がその生計を基礎保障に依存せず自らの資力および能力でまかなうことができるよう寄与することを目的とする。基礎保障は、稼得可能な要扶助者が稼得活動を開始しまたは維持する際に援助をおこなうこと、およびこれらの者が他の方法で生計をまかなうことができない限りでそれを保障することを目的とする。男女の平等は、全体を貫徹する原理として理解しなければならない。基礎保障給付は、とりわけ以下の各号に努めるものとする。

1. 稼得活動を通じて要扶助状態を回避し、克服し、要扶助状態の継続を短縮し、または要扶助状態の程度を軽減すること
 2. 要扶助者の稼得活動を維持し、改善しまたは回復すること
 3. 稼得可能な要扶助者の有する、性差に由来する不利益に対抗すること
 4. 子を養育しまたは要介護状態の家族を世話するなど、稼得可能な要扶助者の有する、家族特有の関係を考慮すること
 5. 障害に由来する不利益を克服すること
- (2) 求職者基礎保障は、以下の給付を含む。
1. とりわけ労働への統合による、要扶助状態の終了または軽減のための給付
 2. 生計の保障のための給付

第2条 要請の原則

(1) 稼得可能な要扶助者および当該要扶助者と同一の需要共同体で生活する者は、その要扶助状態を終了または軽減させるためのあらゆる可能性を使い尽くさなければならない。稼得可能な要扶助者は、とりわけ統合協定を締結するなどして、労働への統合のためのあらゆる措置に積極的に協力しなければならない。一般労働市場における稼得活動が当面不可能な場合、稼得可能な要扶助者は、自らに提供される期待可能な労働機会を受け入れなければならない。

(2) 稼得可能な要扶助者および当該要扶助者と同一の需要共同体で生活する者は、自己の責任において、自らの生計を自己の資力および能力でまかなうためのあらゆる可能性を用いなければならない。稼得可能な要扶助者は、自己および自らと同一の需要共同体で生活する者のために、その労働能力を生計費調達のために活用しなければならない。

第3条 給付の原則

(1) 労働統合給付は、それが要扶助状態の回避、克服、短縮または軽減のために、統合にとって必要な限りで、支給することができる。労働統合給付においては、稼得可能な要扶助者の有する、

1. 適性
2. 個別の生活環境、とりわけ家族の状況
3. 要扶助状態が予想される期間

4. 統合の継続性

を考慮しなければならない。稼得活動の直接の受け入れを可能にする措置を、優先的に開始するものとする。給付をおこなうにあたっては、経済性および節約性の原則を尊重しなければならない。

- (2) 25歳未満の稼得可能な要扶助者には、本編に定める給付申請後、遅滞なく、労働、職業訓練または労働機会が紹介されなければならない。職業教育を終了していない要扶助者に対して職業訓練を紹介することができない場合、労働エージェンシーは、紹介する労働または労働機会が、その職業上の知識および能力の向上にも資するよう努めるものとする。
- (3) 生計保障給付は、要扶助状態が他の方法では除去できない限りにおいて、給付することができる。

第4条 給付の種類

- (1) 求職者基礎保障給付は、

1. サービス給付、とりわけ、労働への統合を目的とする、相談パートナーを通じた情報提供、相談および包括的援助
2. 金銭給付、とりわけ、稼得可能な要扶助者に対する労働統合給付、稼得可能な要扶助者および当該要扶助者と同一の需要共同体で生活する者に対する生計保障給付
3. 現物給付

の形式で支給される。

- (2) 求職者基礎保障を第6条により管轄する主体は、稼得可能な要扶助者および当該要扶助者と同一の需要共同体で生活する者が、とりわけ疾病保険または年金保険などの他の主体による必要な助言および援助を受けられるよう努めるものとする。

第5条 他の給付との関係

- (1) とりわけ他の社会給付主体など、法規定に基づく第三者の給付は、本編による影響を受けない。裁量給付は、本編にそれと相当する給付が規定されていることを理由に拒否してはならない。
- (2) 本編に定める生計保障給付に対する請求権は、第12編第3章に定める給付を排除する。このことは、第12編第34条に定める給付については、それが本編第22条第5項によって支給されない限りで、適用しない。第12編第4章に定める給付は、社会手当に優先する。
- (3) 要求を受けたにもかかわらず要扶助者が他主体の給付に必要な申請をしない場合、本編の給付主体が申請をおこなうことができる。本編の給付主体の過失によらずに期限が徒過した場合、これは、本編の給付主体に不利な影響を与えない；本編の給付主体が手続を自らおこなう限りで、これは手続期限には適用されない。

第6条 求職者基礎保障の主体

- (1) 本編の給付主体は以下のものとする。

1. 第2号に別段の定めがない限りで、連邦雇用エージェンシー（連邦エージェンシー）
2. 州法が他の主体を定めない限りで、第16条第2項第2文第1号ないし第4号、第22条、

第23条第3項に定める給付については、郡に属しない市および郡（自治体主体）の支援のため、主体は第三者に業務の実施を委託することができる。

- (2) 郡が当該郡に属する市町村または市町村連合を、第1項第1文第2号に掲げる本法の任務の実施に参加させることおよびそれに指揮命令を与えることについて、州はその可否および範囲を定めることができる；市町村または市町村連合を参加させる場合において、郡は社会裁判所法に基づく不服申立決定をおこなう。第44b条第3項第3文は、本条の影響を受けない。第1文および第2文は、第6a条の場合にもこれを適用する。
- (3) ベルリン、ブレーメン、ハンブルクの各州政府には、行政庁の求職者基礎保障管轄に関する本法の規定を、州独自の行政機構に適合させる権限を付与する。

第6a条 実験条項

- (1) 求職者基礎保障の発展のため、第6条第1項第1文第1号に定める給付主体として、労働エージェンシーではなく、第6条第1項第1文第2号にいう自治体主体を試験的に認可することができる。この実験は、とりわけ、労働エージェンシーによる統合措置との競合による、求職者統合措置モデルの選択肢となることを目指すものとする。
- (2) 自治体主体は、申請により、連邦参議院の同意を要せずに、法規命令により第6項に定める特別部署の設置および第6c条に定める効果調査への協力を義務づけられた上で、第6条第1項第1文第1号にいう主体として連邦経済労働省により認可を受ける（認可自治体主体）。申請資格については、第6条第3項を準用する。
- (3) 認可自治体主体の総数は、最大で69主体とする。自治体主体の認可を決定するにあたっては、連邦参議院の議席配分（基本法第51条）から得られる各州割り当て分の上限に至るまでは、第4項に基づいて各州から指名された自治体主体をまず考慮するものとする。上限に至らなかった各州割り当て分は、2002年12月31日実施の連邦統計庁調査における各州の人口順に従ってこれを配分する。この州人口順に応じて、自治体主体の認可にあたっては、その時点でなお認可決定のない自治体主体のうち、第4項に基づく各州の指名において評価が最高であったそれぞれの自治体主体を考慮するものとする。
- (4) 自治体主体の申請は、州最上級管轄行政庁の同意を要する。ある州において、第3項に基づいて認可可能な数を上回る複数の自治体主体が第6条第1項第1文第1号にいう主体の認可申請をおこなった場合、州最上級行政庁は、連邦経済労働省に対して、申請した自治体主体をどの順序で認可するかについて提案をおこなう。
- (5) 申請は、2004年9月15日までは、2005年1月1日に効力を有するものとして申し立てることができる。認可は、6年を期間として付与する。認可自治体主体は、当該期間中主体としての役割を果たす。
- (6) 連邦エージェンシーの代わりとして任務を履行するため、認可自治体主体は、本編に定める任務遂行のための特別の部署を設置する。
- (7) 連邦経済労働省は、州最上級行政庁の同意を得て、法規命令により、連邦参議院の同意を要せず、認可を取り消すことができる。州最上級行政庁の同意を要する認可自治体主体の申請により、連邦経済労働省は、法規命令により、連邦参議院の同意を要せず、認可を取り消す。第2文の場合に、主体としての役割は、労働エージェンシーとの協同組織が設けられた時点で終了し、その他は申請後1年で終了する。

第6b条 認可自治体主体の法的地位

- (1) 認可自治体主体は、連邦エージェンシーに代わって、その地域管轄の範囲内で、第44b条、第50条、第51a条、第51b条、第52条、第53条、第54条、第55条、第65a条、第65b条、第65d条、第65e条第2項による任務を除いて、第6条第1項第1文第1号に定める任務の主体となる。その限りで認可自治体主体は、労働エージェンシーの権利義務を担う。
- (2) 連邦は、第6条第1項第1文第2号に定める任務に要した費用を除いて、事務費を含む求職者基礎保障の費用を負担する。第46条第1項第4文による支出は、第6条第1項第1文第1号に定める任務を実施する際に労働エージェンシーに適用される基準に従ってこれを割り当てる。第46条第5項ないし第9項は、本条の影響を受けない。
- (3) 連邦会計検査院は、給付を審査する権限を有する。

第6c条 実験条項に対する効果調査

連邦経済労働省は、認可自治体主体による任務遂行を、労働エージェンシーによる任務遂行と比較して調査し、2008年12月31日までに第6a条ないし第6c条を通じて得られた経験をあわせて連邦の立法機関にこれを報告する。州は、調査対象の展開および調査の評価に関与しなければならない。

第2章 請求権の要件

第7条 受給権者

- (1) 本編に定める給付を受ける者とは、
1. 15歳以上65歳未満
 2. 稼得能力を有する
 3. 要扶助状態である
 4. その通常の居所がドイツ連邦共和国内にある
- のすべてに該当する者をいう（稼得可能な要扶助者）。外国人は、第8条第2項に定める要件が存する場合で、その通常の居所がドイツ連邦共和国内にあるときは、本編に定める給付を受ける；このことは、庇護申請者給付法第1条に定める受給権者には適用しない。滞在法上の地位は、本編の影響を受けない。
- (2) 給付は、稼得可能な要扶助者と同一の需要共同体で生活する者も受ける。サービス給付および現物給付は、それを行うことによって、
1. 需要共同体の成員の要扶助状態が終了または軽減する
 2. 稼得可能な要扶助者を統合する際の障害が除去または低減される場合にのみ支給される。
- (3) 需要共同体には以下の者が含まれる。
1. 稼得可能な要扶助者
 2. 稼得可能で婚姻していない未成年子と同一世帯で生活する両親または同一世帯で生

活する一方の親およびその一方の親と同一世帯で生活するパートナー

3. 稼得可能な要扶助者のパートナーであって

- a) 長期に別居してはいない配偶者
- b) 稼得可能な要扶助者と夫婦類似共同体で生活している者
- c) 長期に別居してはいない生活パートナー

4. 第1号ないし第3号に掲げる者の、その世帯に属する婚姻していない未成年子は、その者が自らの収入または資産によりその生計保障給付を調達できない限りで含まれる

(4) 6ヶ月を超えて入所施設に入居している者または老齢年金を受給している者は、本編に定める給付を受けない。

(5) 連邦教育訓練助成法または第3編第60条ないし第62条の枠内で原則としてその職業教育に対して援助が受けられる職業教育訓練給付受給者は、生計保障給付請求権を有しない。特に過酷な場合においては、生計保障給付を貸付としておこなうことができる。

(6) 第5項は、以下の各号にあたる職業教育訓練給付受給者には適用しない。

1. 連邦教育訓練助成法第2条第1a項により教育訓練助成請求権を有せず、または第3編第64条第1項により専門職業教育補助金請求権を有しない者
2. その需要が、連邦教育訓練助成法第12条第1項第1号または第3編第66条第1項第1文に基づいて算定される者

第8条 稼得可能性

(1) 稼得可能であるとは、今後相当の期間にわたって、疾病または障害のために、一般労働市場の通常の条件下で少なくとも一日3時間稼得活動に従事することができない状態にあるとはいえない者をいう。

(2) 第1項の意味で、外国人は、就労受け入れが許可される場合または許可されうる場合のみ、稼得活動に従事することできる。

第9条 要扶助性

(1) 要扶助であるとは、自己の生計、自らの労働への統合、自らと同一の需要共同体で生活する者の生計を、自己的能力および資力、とりわけ

1. 期待可能な労働の受け入れ
2. 考慮の対象となる資産および収入

によって確保することが全くまたは不十分にしかできず、かつ、必要な援助を他者とりわけ家族または社会給付主体から得られない者をいう。

(2) 同一の需要共同体で生活する者にあっては、パートナーの収入および資産も考慮しなければならない。両親または一方の親と同一の需要共同体で生活し、自らの生計を確保するための給付を自己の収入または資産から調達できない、婚姻していない未成年子にあっては、両親または一方の親の収入および資産も考慮しなければならない。同一の需要共同体において、すべての需要が自己的資力および能力によって充足されない場合、需要共同体に属する者はすべて、全体の需要に対する自己の需要の割合で、要扶助であると見なす。

(3) 第2項第2文は、障害を有する子または6歳未満の者を養育する子には適用しない。

(4) 考慮対象資産を即時に使用したまは即時に換価することが不可能またはその者にとつて特別の過酷を意味する者も、要扶助とする；この場合、給付は貸付として支給しなければならない。

(5) 要扶助者が親戚または姻戚と家計共同体で生活している場合、要扶助者はこれらの者から、その収入および資産から期待できる限りで、給付を受けているものと推定する。

第10条 期待可能性

(1) 稼得可能な要扶助者には、以下の場合を除いて、あらゆる労働が期待可能である。

1. 身体的、知的、精神的に、一定の労働につく状態にない場合
2. 従前ついていた仕事で特殊な身体的条件が要求されるため、労働の遂行によりその者が従前ついていた主たる労働を今後遂行することが困難になるような場合
3. 労働の遂行が、その子またはパートナーの子の養育を危うくさせる場合；3歳以上の子の養育は、第8編の規定にいう昼間保育施設または保育サービスその他の方法で保障される限りで、通常は危うくなるとはいえない；認可自治体主体は、稼得可能な養育担当者に優先的に児童を昼間時に世話する場が提供されるよう努めるものとする
4. 労働の遂行が、家族介護と両立せず、介護が他の方法では保障されない場合
5. その他の重要な理由で労働の遂行が妨げられる場合

(2) 労働は、単に以下の理由によって期待不可能になるとはいえない。

1. 労働が、稼得可能な要扶助者が職業教育を受けまたは遂行した従前の職業活動に一致しないこと
2. 労働が、稼得可能な要扶助者の職業教育との関係で価値の低いものと見なされること
3. 就業の場所が、稼得可能な要扶助者の居住地から、以前の就業場所または職業教育の場所と比べて遠くにあること
4. 労働条件が、稼得可能な要扶助者の従前の就業におけるのと比べて不利であること

(3) 第1項および第2項は、労働統合措置への参加に準用する。

第11条 考慮対象収入

(1) 収入として考慮しなければならないのは、現金または金銭的価値を有するすべての収入であるが、本編に定める給付、連邦援護法に定める基本年金、連邦援護法の準用を規定する法律に定める基本年金、および、生命、身体、健康への損害に対する連邦補償法に定める年金または補助金にあっては連邦援護法に定める基本年金に相当する額までを、収入から除く。連邦児童手当法第6a条に定める児童加算は、各児童において収入として認定しなければならない。このことは、未成年の子に対する児童手当にも、これが各児童の生計保障に必要な限りで適用する。

(2) 以下の各号は、収入から控除しなければならない。

1. 収入から支払われた税
2. 雇用促進保険料を含む社会保険の強制保険料
3. 保険料が法定されまたは根拠および金額から見て適切な限りで、公的保険、私的保

険または類似の制度に対する保険料；これには、第26条による補助を受けない限りで、以下の保険料が含まれる

a) 法定疾病保険加入義務のない者に対する、疾病時または要介護時に対する事前準備のための保険料

b) 法定年金保険加入義務を免除された者の支払う、老齢年金保険料

4. 所得税法第86条に定める最低個人保険料額を越えない限りで、所得税法第82条による優遇老齢年金保険料

5. 収入獲得に不可欠な必要経費

6. 稼得可能者にあっては、さらに第30条に定める額

稼得活動に従事している稼得可能な要扶助者にあっては、第1文第3号ないし第5号に定める控除額に代えて、全体で月額100ユーロを控除しなければならない。月収が400ユーロを超える場合で、稼得可能な要扶助者が、第1文第3号ないし第5号に定める控除額の合計が100ユーロを超えることを証明したときは、第2文は適用しない。

(3) 以下の各号は、収入として考慮しない。

1. 収入のうち、

a) 用途の限定された収入

b) 民間社会福祉団体のする寄付

であって、本編に定める給付と異なる目的を有し、その給付の他に本編に定める給付を受けることが正当化されないほど有利な影響を受給者の状況にもたらさない限りで、その収入

2. 財産的損害でない損害を理由として民法典第253条第2項によりおこなわれる損害賠償

第12条 考慮対象資産

(1) 換価可能なあらゆる財産物は、資産として考慮しなければならない。

(2) 以下の各号は、資産から控除しなければならない。

1. 成年に達した稼得可能な要扶助者およびそのパートナーについて、1歳ごとに200ユーロの基礎控除、ただしそれぞれ最低でも4100ユーロ；基礎控除は、成年に達した稼得可能な要扶助者およびそのパートナーについて、それぞれ13000ユーロを超えてはならない

1a. 要扶助状態にある未成年子1人につき基礎控除4100ユーロ

2. その保有者が老齢年金資産を予定以前に使用しない限りにおいて、連邦法上老齢年金として明確に優遇対象となる資産の範囲内での老齢年金、その収益および優遇継続老齢年金保険料

3. 老齢年金を目的とする金銭請求権、ただし保有者が契約上の合意によりこれを年金生活に入る前に使用することができず、金銭請求権の価値が稼得可能な要扶助者およびそのパートナーについて1歳ごとに200ユーロ、ただし最高でそれぞれ13000ユーロを超えない限りで

4. 需要共同体で生活する要扶助者1人ごとに750ユーロの、必要最低限の物品調達のための控除額

(3) 以下の各号は、資産として考慮しない。

1. 適切な家財道具
2. 需要共同体で生活する稼得可能な要扶助者各人について、適切な自動車
3. 稼得可能な要扶助者およびそのパートナーが法定年金保険加入義務を免除されている場合、適切な範囲で、保有者が老齢年金用として指定した財産物
4. 使用に供する適切な規模の土地およびそれに相応する家屋
5. 適切な規模の土地を即時に入手しまたは維持するために明確に指定されている間の資産、ただしこの土地が、障害者または要介護者の居住を目的とするかまたは目的とすることになっており、資産の活用または換価によってこの目的が危うくなるであろう限りで
6. 換価が著しく不経済であるかまたは当事者にとって特別な過酷を意味する限りで、それらの物および権利

適切性の判断基準は、求職者基礎保障給付受給中の生活環境とする。

(4) 資産は、その交換価値を考慮しなければならない。価値評価は、求職者基礎保障給付の認定または新規認定申請がおこなわれた時点を基準とし、それ以降に資産を得た場合は獲得時点とする。交換価値の重大な変動はこれを考慮しなければならない。

第13条 政令への授権

連邦経済労働省は、連邦財務省の了承のもと、連邦参議院の同意を要せず、法規命令により、以下の定めをする権限を有する。

1. 収入として考慮されない上記以外の収入の内容、個別の場合の収入計算方法
2. 資産として考慮されない上記以外の財産物の内容、資産価値の算定方法
3. 収入控除額として考慮される定額控除の内容

第1号に関する法規命令は、連邦保健社会保障省の了承も得て公布しなければならない。

第3章 納付

第1節 労働統合給付

第14条 支援の原則

本編の給付主体は、稼得可能な要扶助者を、労働への統合という目的をもって包括的に支援する。労働エージェンシーは、稼得可能な要扶助者各人およびそれと同一の需要共同体で生活する者に、1人の相談パートナーを指定するものとする。本編の給付主体は、経済性および節約性の原則に従い、労働への統合に個別に必要なあらゆる給付をおこなう。

第15条 統合協定

(1) 労働エージェンシーは、自治体主体の同意を得て、稼得可能な要扶助者との間で、その者の統合に必要な給付について協定するものとする（統合協定）。統合協定はとりわけ以下の各号を定めるものとする。

1. 稼得可能者が労働への統合のために受ける給付の内容
2. 稼得可能な要扶助者が労働への統合のために最低限おこなわなければならない努力の内容および頻度、努力を証明する方法

統合協定は、6ヶ月を単位として締結するものとする。その経過後は、新たな統合協定を締結するものとする。統合協定を結ぶときはその都度、それまでに得られた経験を考慮しなければならない。統合協定が不可能な場合、第2文の規定は行政行為によりこれを達するものとする。

(2) 統合協定においては、稼得可能な要扶助者と同一の需要共同体で生活する者が受ける給付の内容についても、協定することができる。その際、これらの者はそこに参加しなければならない。

(3) 統合協定において教育に関する措置を協定する場合、稼得可能な要扶助者が説明責任を負う理由のため措置を修了しなかったときにその者が負担する損害賠償義務の範囲および要件についても規定しなければならない。

第16条 統合給付

(1) 労働統合給付として、労働エージェンシーは、第3編第3章、第4章第1節ないし第3節および第7節、第5章、第6章第1節、第5節および第6節、第417条、第421g条、第421i条、第421k条、第421m条に規定されるすべての給付をおこなうことができる。本編に定める障害を有する稼得可能な要扶助者に対する統合給付には、第3編第97条ないし第99条、第100条第1号ないし第3号および第6号、第101条第1号、第2号、第4号および第5号、第102条、第103条第1文第3号および第2文、第109条第1項第1文および第2項を準用する。本編が第1文および第2文に定めるそれぞれの給付について本来と異なる要件を定めていない限りで、第3編の要件を適用する。第3編第8条および第37条第4項は、これを準用する。第3編第41条第3項第4文は、失業手当を失業手当IIと読み替えてこれを準用する。本編に定める給付受給者に対する職業紹介も、認可自治体主体の任務とする。

(2) 第1項に掲げる給付の他、稼得可能な要扶助者の稼得生活への統合に必要なその他の給付をおこなうことができる。これにはとりわけ以下の各号が含まれる。

1. 未成年者および障害児の世話または家族の家事援助
2. 債務相談
3. 心理的・社会的援助
4. 依存症相談
5. 第29条に定める入職手当
6. 高齢者短時間就労法に定める給付

(3) 仕事を見つけることのできない稼得可能な要扶助者に対しては、就労機会を創設するものとする。第1項によらない公益的で追加的な就労機会が、就労創設措置として援助される場合、稼得可能な要扶助者には、失業手当IIに加えて、追加支出に対する適切な補填をしなければならない；これらの仕事は、労働法上の労働関係を創設しない；労働保護規定および連邦休暇法は、これを準用する；業務遂行中引き起こした損害については、稼得可能な要扶助者は労働者と同様の責任のみを負う。

(4) 第1項ないし第3項に定める統合措置の期間中に稼得可能者の要扶助状態が消滅した場合、すでに措置全体の3分の2が実施され、かつ稼得可能者が措置から成果を得るであろうときは、貸付により継続して援助することができる。

第17条 統合給付の施設とサービス

(1) 労働統合給付実施のために、本編の給付管轄主体は、第三者の適当な施設およびサービスが現に存在するか、増設または短期間に内に新設が可能な限りで、独自の施設およびサービスを新たに設けてはならない。本編の給付管轄主体は、求職者基礎保障の分野で活動する民間社会福祉団体を適切に支援するものとする。

(2) 給付が第三者によってなされ、これに対応する援助措置が第3編に規定されていない場合、本編の給付管轄主体は、第三者またはその連合団体との間で、とりわけ

1. 給付の内容、量、質
2. 定額および個々の給付分野ごとの額からなる報酬費用表
3. 給付の経済性および質の審査

に関する協定が存在している場合にのみ、その給付に対する報酬費用を支払う義務を負う。この協定は、経済性、節約性、給付力の原則に合致するものでなければならない。

第18条 地域協働

(1) 労働エージェンシーは、労働統合給付をおこなうにあたって、第3編に定めるその責務を考慮し、地域労働市場の参加当事者、とりわけ市町村、郡、行政区、民間社会福祉団体、使用者代表および労働者代表、各種団体および職能組織と、均質なまたは共同の措置実施を助言または保障し、および給付の濫用を回避し除去するため、協働する。地域社会扶助主体は、労働エージェンシーと協働する義務を負う。

(1a) 第1項は、自治体主体および認可自治体主体に準用する。

(2) 本編に定める給付は、第3編第9条第2項による労働エージェンシーの地域労働市場モニターの対象に含めなければならない。

(3) 労働エージェンシーは、市町村、郡および行政区との間で、その要請に基づき、第16条第1項に定める給付を除いた本編に定める統合給付の実施に関して、これが法規命令により定める最低限度の要求に合致する場合、協定を締結する。第1文は、認可自治体主体には適用しない。

(4) 連邦経済労働省は、連邦参議院の同意を要せず、法規命令により、第3項に基づく協定が最低限満たさなければならない要請について定める権限を有する。

第2節 生計保障給付

第1款 失業手当II

第19条 失業手当II

稼得可能な要扶助者は、失業手当IIとして、

1. 住居および暖房のための適切な費用を含む生計保障給付
2. 第24条の条件を満たす場合、期限付加算手当

を受ける。考慮対象となる収入および資産は、労働エージェンシーのおこなう金銭給付を減額するものとして扱う；考慮対象となる収入および資産がそれを超える場合、自治体主体のおこなう金銭給付を減額するものとして扱う。

第20条 生計保障基準給付

(1) 生計保障基準給付は、とりわけ、食事、被服、身体衛生、家具、日常生活上の需要、ならびに、相当な範囲で周囲との交際および文化的生活への参加を含む。本編第5条第2項第2文に掲げる、第12編に定める給付は、これに含まれない。

(2) 基準給付の月額は、単身者、または単身で養育にあたっている者もしくはそのパートナーが未成年である者について、旧東ベルリンを含む旧連邦州においては345ユーロ、新連邦州においては331ユーロとする。

(3) 需要共同体の成員のうち2人が18歳以上である場合、基準給付は、第2項の基準給付のそれぞれ90パーセントとする。その他の稼得可能な需要共同体の構成員に対する基準給付は、第2項の基準給付の80パーセントとする。

(4) 第2項の基準給付は、毎年7月1日に、法定年金保険の実質年金額における変化の百分率に応じて改定する。基準給付の新規決定には、第12編第28条第3項第5文を準用する。連邦経済労働省は、遅くとも各暦年の6月30日までに、第2項に基づく基準給付の、次期12ヶ月に適用される額を連邦法律官報に公布する。

第21条 生計上の追加需要に対する給付

(1) 追加需要に対する給付は、第2項ないし第5項に掲げる需要のうち、基準給付によって充足されないものを含む。

(2) 稼得可能かつ要扶助状態にある妊娠中の女性には、妊娠第12週以降、第20条による適用基準給付の17パーセントの追加需要を承認する。

- (3) 1人以上の未成年子と同居し、単身でその療育および養育をおこなう者に、以下のいずれかの追加需要を承認する。
1. 7歳未満の児童1人または16歳未満の児童2人ないし3人と同居する場合は、第20条第2項による適用基準給付額の36パーセント
 2. 本号を適用すると第1号に基づくよりも高い百分率になる場合、子1人あたり第20条第2項による適用基準給付の12パーセント、ただし第20条第2項による適用基準給付の60パーセントまでを上限とする
- (4) 稼得可能かつ障害をもつ要扶助者であって、第9編第33条に定める労働生活参加給付その他の労働生活における適切な職場獲得に対する援助もしくはその他の適切な活動のための職業教育援助を給付される者には、第20条による適用基準給付の35パーセントの追加需要を承認する。第1文は、同文に掲げる措置終了後も、適切な経過期間中、とりわけ研修期間中、これを適用することができる。
- (5) 稼得可能な要扶助者であって、健康上の理由で栄養摂取に費用がかかる者には、適切な追加需要を承認する。
- (6) 支払われる追加需要の総額は、稼得可能な要扶助者に適用される基準給付の額を超えてはならない。

第22条 住居および暖房に対する給付

- (1) 住居および暖房に対する給付は、それが適切な限りで、実際の出費額で支給する。住居に対する出費が個々の特殊性から見て適切な程度を超える場合、転居、転貸借その他の方法によって出費を抑制することが単身要扶助者または需要共同体に不可能または期待できない限りで、その単身要扶助者または需要共同体の需要として承認しなければならないが、ただし通常は最長6ヶ月とする。
- (2) 稼得可能な要扶助者は、新たな住居に関する契約を締結する前に、新たな住居の費用に対する自治体主体の確約を得るものとする。自治体主体は、転居が必要であり、かつ新たな住居の費用が適切な場合にのみ、確約を付与する義務を負う。
- (3) 住宅調達費用、保証金および転居費用は、自治体主体による事前の確約があった場合に引き受けることができる。この確約は、転居が自治体主体から促された場合またはその他の理由から必要な場合で、確約がなければ住居を適切な期間内に見つけることができない場合、付与するものとする。
- (4) 住居および暖房のための費用は、要扶助者による合目的的な使用が確保されない場合、自治体主体が、賃貸人その他の受領権者に支払うものとする。
- (5) 家賃滞納は、それをしなければ住宅喪失に陥るおそれがあり、かつそれによって具体的に見通しのある就労の受け入れが妨げられるような場合、貸付としてこれを引き受けることができる。

第23条 給付の特例的支給

- (1) 基準給付に含まれかつ当該事情において回避できない生計保障需要が、第12条第2項第4号に定める資産によってもその他の方法によつても個別に充足できない場合、労働エージェンシーは、適切な証拠をもとに、当該需要を、現物給付または金銭給付として支給し、

要扶助者に適当に貸し付けるものとする。現物給付は、労働エージェンシーに生ずる購入費用分で、貸付としておこなう。貸付は、稼得可能な要扶助者および当該要扶助者と需要共同体で生活する構成員それぞれに支払われる基準給付の10パーセントを上限として、毎月の相殺によりこれを返済にあてる。

(2) 要扶助者が、とりわけ薬物またはアルコール依存、および浪費的行動にある場合で、第20条による基準給付でその需要を充足することが不適切と認められるときは、基準給付の全額または一部を現物給付により支給することができる。

(3) 以下の各号の給付は、基準給付には含まれない。

1. 家具を含む住宅の初回調度品調達
2. 妊娠および出産時を含む衣類の初回調達
3. 学校法の規定の範囲での複数日にわたるクラス旅行

これらの給付は、別個に支給する。第1文に定める給付は、要扶助者が住居および暖房に対する適切な費用を含む生計保障給付を必要としないが、第1文に定める需要を自らの能力および資力では十分にまかなえない場合も、支給する。この場合、当該給付が決定された月の翌月から6ヶ月以内に要扶助者が得る収入を考慮することができる。第1文第1号および第2号に定める給付は、現物給付または金銭給付として、または定額で支給することができる。定額の算定に際しては、必要な費用に関する適当な資料および追証可能な経験値を考慮しなければならない。

(4) 生計保障給付は、給付がおこなわれる月に収入の発生が予想される限りで、貸付としておこなうことができる。

第24条 失業手当受給終了後の期限付加算手当

(1) 稼得可能な要扶助者が失業手当受給終了後2年以内に失業手当IIを受給する限りで、この期間中、毎月加算手当を受ける。加算手当は1年経過後、50パーセント減額する。

(2) 加算手当は、第1号と第2号の差額の3分の2とする。

1. 稼得可能な要扶助者が直近に受給した失業手当と住宅手当法に基づいて受給した住宅手当との合計
2. 稼得可能な要扶助者および当該要扶助者と需要共同体で生活する構成員に支払われる第19条第1項第1号および第2項に定める失業手当IIまたは第28条に定める社会手当

(3) 加算手当は、初年においては以下を上限とする。

1. 稼得可能な要扶助者にあっては、最高160ユーロ
2. パートナーがいる場合は、全体で最高320ユーロ
3. 加算手当受給権者と需要共同体で同居する未成年子1人あたり60ユーロ

第25条 年金保険による医療リハビリテーション給付および労災保険による傷病手当請求権に基づく給付

失業手当IIの受給者が、法定年金保険のおこなう医療リハビリテーションにおける移行手当請求権を原則として有する場合、本編の給付主体は、それまでおこなった給付を、年金保険の給付に対する立て替えとして継続して支給する；これは、法定労災保険による傷病手当請求権にも準用する。この立て替えが1ヶ月を超えて引き続く場合、本編の給

付主体は、給付義務を負う主体から、経過月数に対応する立て替え額を日々分割払いでの受け。第10編第102条は、これを準用する。

第26条 保険加入義務免除の場合の保険料補助

(1) 法定年金保険における保険加入義務を免除されている（第6編第6条第1b項、第231条第1項および第2項）失業手当IIの受給者は、給付期間中、法定年金保険、職種別年金制度または私的老齢年金に対して任意に支払う保険料に対し、補助を受ける。補助は、保険義務の免除がなければ法定年金保険に支払われるはずの保険料額を上限とする。

(2) 失業手当IIの受給者で、

1. 第5編第8条第1項第1a号に基づいて保険加入義務を免除されている者
2. 第11編第22条第1項もしくは介護保険法第42条に基づいて社会的介護保険の保険加入義務を免除されている者または第11編第23条第1項に基づき民間医療保険会社のおこなう要介護リスクを対象とした保険に加入している者

は、給付期間中、病気または要介護を対象とする保険のために民間医療保険会社に支払う保険料に対し、補助を受ける。補助は、保険義務の免除がなければ法定医療保険または社会的介護保険に支払われるはずの保険料額を上限とする。これは以下の各号に基づいておこなう。

1. 法定医療保険の保険料については、平均的な医療金庫軽減保険料率（第5編第246条）；前年1月1日に確定する保険料率は、当該暦年の1月1日から12月31日までの適用とする
2. 社会的介護保険の保険料については、第11編第55条第1項第1文に定める保険料率

第27条 政令への授権

連邦経済労働省は、連邦財務省および連邦保健社会保障省の了承のもと、法規命令により、以下の各号について定める権限を有する。

1. 住居および暖房支出の適切さの基準、住居および暖房費用の定額化の要件
2. 転居費用を引き受ける上限額
3. 第23条第3項第1文第1号および第2号に定める給付の定額化の要件および方法

第2款 社会手当

第28条 社会手当

(1) 稼得可能な要扶助者と需要共同体で生活する稼得不能な家族は、第12編第4章に定める給付請求権を有しない限りで、社会手当を受ける。社会手当は、第19条第1文第1号による給付を含む。この場合、補完的に以下の基準を適用する。

1. 基準給付は、第20条第2項による適用基準給付に対して、14未満はその60パーセント、14歳以上はその80パーセント
2. 第21条第4項に定める追加需要給付は、第12編第54条第1項第1号および第2号に定める統合扶助が支給される場合にも、これを支給する。

3. 第21条第4項第2文は、第12編第54条第1項第1号および第2号に掲げる措置の終了後も、これを適用する。
- (2) 第19条第2文は、これを準用する。

第3款 獵徳および制裁

第29条 入職手当

- (1) 要扶助状態克服のため、失業中の稼得可能な要扶助者が社会保険加入義務のある稼得活動または自営的な稼得活動を受け入れた場合、一般労働市場への統合にそれが必要なときは、入職手当を支給することができます。入職手当は、稼得活動の受け入れ中または受け入れ後に要扶助性が消滅した場合も、これを支給することができます。
- (2) 入職手当は、当該期間について稼得活動がおこなわれている限りで、最高24ヶ月支給する。入職手当の算定に際しては、以前の失業期間および稼得可能な要扶助者が生活している需要共同体の規模を考慮するものとする。
- (3) 連邦経済労働省は、連邦財務省の了承のもと、連邦参議院の同意を要せず、法規命令により、入職手当の算定方法を定める権限を有する。算定の際には、第2項第2文に掲げる基準のほか、稼得可能な要扶助者それぞれに適用される基準給付との関係も設定しなければならない。

第30条 稼得活動をおこなった場合の収入認定除外

稼得可能な要扶助者が稼得活動をおこなっている場合には、その稼得月収からさらに控除しなければならない。その額は以下の通りとする。

1. 月収のうち、100ユーロを超える800ユーロに満たない部分について、その20パーセント
2. 月収のうち、800ユーロを超える1200ユーロに満たない部分について、その10パーセント

この額は、少なくとも1人の未成年子と需要共同体で生活しました少なくとも1人の未成年子を有する稼得可能な要扶助者にあっては、1200ユーロではなく1500ユーロとする。

第31条 失業手当IIの減額、廃止

- (1) 失業手当IIは、以下の各号にあたる場合、第24条による加算を廃止した上で、第一段階として、第20条による稼得可能な要扶助者への適用基準給付の30パーセント分を減額する。
 1. 稼得可能な要扶助者が、法的結果について教示を受けたにもかかわらず、以下を拒否する場合
 - a) 自らに提示された統合協定を締結すること
 - b) 統合協定に定められた義務を履行すること、とりわけ自己の努力を十分な程度において証明すること
 - c) 期待可能な労働、職業訓練または就労機会を受け入れることまたは継続すること
 - d) 第16条第3項第2文に定める期待可能な労働をおこなうこと

2. 稼得可能な要扶助者が、法的結果について教示を受けたにもかかわらず、期待可能な労働への統合措置を中断した場合または中断のきっかけを与えた場合

これは、稼得可能な要扶助者がこうした態度をとる重大な理由がある場合には、適用しない。

(2) 稼得可能な要扶助者が、法的結果について書面による教示があるにもかかわらず、届出または医師の診断もしくは心理診断の受診をするよう管轄主体がした要求に従わず、こうした態度をとる重大な理由を証明しない場合、第24条による加算を廃止した上で、第一段階として、失業手当IIは、第20条による稼得可能な要扶助者への適用基準給付の10パーセント分を減額する。

(3) 第1項または第2項の義務違反が繰り返される場合には、失業手当IIは、上記に加えて、第20条による適用基準給付についてその都度、第一段階として減額された割合分をさらに減額する。第21条ないし第23条に定める給付もこの減額に関連させることができる。30パーセントを越えて基準給付を減額する場合には、管轄主体は、適切な範囲で、現物給付または金銭的価値を有する給付をもって補完することができる。管轄主体は、要扶助者が未成年子と需要共同体で生活している場合には、第3文による補完をおこなわなければならない。稼得可能な要扶助者に対しては、予め、第1文ないし第4文の法的結果について教示しなければならない。

(4) 第1項および第3項は、以下の者にこれを準用する。

1. 18歳以後、失業手当IIの支給または増額の要件を招来させる意図をもって、収入または資産を減少させた、稼得可能な要扶助者
2. 法的結果について教示されたにもかかわらず、浪費的態度を継続する、稼得可能な要扶助者
3. 以下のいずれかに該当する稼得可能な要扶助者
 - a) 労働エージェンシーが停止期間の開始または第3編の規定に定める請求権の消滅を確認したため、失業手当請求権が停止または消滅した者
 - b) 第3編に掲げる、失業手当請求権の停止または消滅を根拠付ける停止期間開始の要件を満たした者

(5) 15歳以上25歳未満の稼得可能な要扶助者にあっては、第1項および第4項に掲げる要件が存在する場合、失業手当IIは、第22条に定める給付に限定される；第22条第1項に定める住居および暖房についての適切な費用は、賃貸人その他の受領権者に支給するものとする。労働エージェンシーは、第3項第3文に定める給付を、稼得可能な要扶助者に支給するものとする。稼得可能な要扶助者には、第1文および第2文による法的結果について予め教示しなければならない。

(6) 減額および廃止は、給付の減額または廃止を確認する行政行為が発効する月の翌暦月に効力を有する。減額および廃止は、3ヶ月間継続する。給付の減額または廃止期間中は、第12編による補足的生計扶助への請求権は存しない。稼得可能な要扶助者には、第1文ないし第3文による法的結果について予め教示しなければならない。

第32条 社会手当の減額、廃止

第31条第1項ないし第3項および第6項は、第31条第2項または第4項第1号および第2号に

掲げる要件が存する場合には、社会手当受給者にも準用する。

第4款 第三者の義務

第33条 請求権の移転

- (1) 生計保障給付受給者が、給付主体以外の第三者に対して請求権を有する場合、本編の給付主体は、当該第三者に書面によって通知することで、実施された給付額まで当該請求権を自らに移転させることができる。請求権の移転は、当該給付が適時に実施されたならば生計保障給付をおこなわなかつたであろう範囲でのみこれを実施することができる。移転は、請求権の譲渡、差し押さえ、担保供与ができないことによっては排除されない。
- (2) 民法上の扶養請求権の移転は、扶養権者が以下の各号にあたる場合、おこなってはならない。

1. 扶養義務者と需要共同体で生活している場合
2. 扶養義務者と親族関係にあり、かつ扶養請求権を主張しない場合；ただし本号は、
 - a) 未成年の要扶助者
 - b) 25歳未満で初回職業訓練を終了していない要扶助者がその両親に対して有する扶養請求権には適用しない
3. 扶養義務者の子であつて、かつ以下のいずれかにあたる場合
 - a) 妊娠している
 - b) 6歳未満の実子を養育している
4. 廃止

移転は、扶養義務者の収入および資産が、第11条および第12条によって考慮される収入および資産を超えている限りでのみ、おこなうことができる。本編の給付主体は、民法典第1613条の要件のもとでのみ、過去の扶養請求権の移転をおこなうことができる。本編の給付主体は、長期間の生計保障給付実施が予想される場合、それまでになした生計保障給付額を限度として将来の給付に対しても主張することができる。

- (3) 第三者に対する書面による通知は、要扶助者に対して生計保障給付が中断なく支給される期間について、請求権移転の効果を生じさせる；中断とは2ヶ月を超える期間をいう。
- (4) 第10編第115条および第116条は、第1項の規定に優先する。

第34条 返還請求権

- (1) 18歳以上の者が、故意または重過失により、
 1. 自己の要扶助性または自らと同一の需要共同体で生活している者の要扶助性の要件
 2. 自己または自らと同一の需要共同体で生活している者に対する生計保障給付の支給を、重大な理由なく招來した場合、それによって支給された給付を返還する義務を負う。返還請求権の行使が、返還義務者をして、将来、本編に定める生計保障給付または第12編に定める給付に依存させることになる限りで、その行使を断念しなければならない。
- (2) 第1項により生ずる給付返還義務は、相続人に移転する。この義務は、相続発生時点での遺産価値を限度とする。

(3) 返還請求権は、給付がおこなわれた年の終了後3年で消滅する。時効の停止、中断、再開および効果に関する民法典の規定は、その趣旨に即して適用する；給付決定の発給は、これを訴えの提起と同様に見なす。

第35条 相続人の責任

(1) 生計保障給付受給者の相続人は、給付が相続発生時点以前の直近10年間に支給されたものでかつ1700ユーロを超える場合、当該給付の返還義務を負う。返還義務は、相続発生時点での遺産価値を限度とする。

(2) 返還請求権は、以下の各号にあたる限りで、行使することができない。

1. 相続人が給付受給者のパートナーであった場合または給付受給者の親族であって給付受給者の死亡まで一時的期間のみでなくその者と家計共同体の中で生活しあつその者を世話をしていた場合で、遺産価値が15500ユーロ未満である限りで
2. 相続人に対し権利行使することが、個々の特殊性から見て特別な過酷を意味する限りで

(3) 返還請求権は、給付受給者の死亡後3年で消滅する。第34条第3項第2文は、その趣旨に即して適用する。